

南部ミニバスケットボール連盟 選手登録規定

平成 27 年 7 月 11 日

「友情」「微笑み」「フェアプレイ」の精神にのっとり、勝利至上主義による安易なチーム強化策としてのチーム合体（連合）や、選手移籍、他ミニバス連盟チームとの二重登録は認めない。健全なチーム作りが求められる。

単に 4 校枠内なら良いと言う訳ではない。チームが合体（連合）しなければならない理由と対象になる児童（選手）の生活や活動の基盤が何処にあるかが大切である。これはルールであると同時に指導者のモラルの問題である。（県ミニ連加盟規定抜粋）

1) 選手登録のルール概要

1. 学区に登録チームが有る場合は、その学区児童はその登録チームに所属する。
2. 学区に登録チームが無い場合は、学区登録一覧表（別表による）に基づいたチームに所属することが出来る。ただし、一部協議、申請が必要な場合がある。
3. 以上の概念に添い、基本的に市やブロック(北部・中部・南部・西部)を超えない事。

※学区に登録チームが無く、「近隣」校が市やブロックを超える場合は必ず学区編成委員会を通し、連盟、県ミニ連の許可を得なくてはならない。

2) 選手登録に関する詳細

近隣に登録チームが無い場合や、個々の事情によって異なる場合などにおいて指導者、保護者同士の暗黙の了解や勝手な判断で事態を進行させない事とし、必ず南部ミニ連理事長、南部ミニ連代表に相談をする事。

以上の内容を円滑に理解、遂行する為に、「学区登録一覧表」（別表）を作成し、◎・○・△・×を記載した。

なお、この ◎・○・△・×の意味は以下の通りである。

- ◎：主たる活動をしているチームがある。（チームの主体校・登録可能）
 - ：主体校のある学区に隣接している。（登録可能）
 - △：その学区に活動しているチームがない。（登録に協議を必要とする）
 - ×：入部不可能（登録不可能）
-
-

★申請書は南部ミニバスケットボール連盟のホームページよりダウンロード。

また、学区登録一覧表は下記の2点を考慮の上、南部ブロックミニバスケットボール連盟指導者の了承のもと、作成された物である。(H26年度承認)

①【近隣】とは隣接している事が望ましい。

登録チームの有る学区をいわゆる「飛び越し」してはいけない。

しかし、必ずしも隣接していなければいけないのではなく、特異な地形などで判断しかねる場合は対象となる選手の居住区や練習会場への距離、時間、また進学先の中学校等を考慮に加え、判断しうるものとする。

②電車・バスを利用する事により如何に利便性が良く練習に通う時間が短縮されてもそれだけの距離は「近隣」とは言えない。

3) 選手の移籍

1. 特別な事情が無い限り、チーム間の選手移籍は認めない。

(特別な事情とは転居を伴う転校、チームの新設、統廃合をさす)

2. 新規チームが加盟登録する際は学区の編成が見直され、編成の対象となるチームの選手登録は県加盟登録規定に準ずるが、新規主体校となる学区と編成対象となるチームとの間に特異な事案が発生する場合は、南部ミニバスケットボール連盟選手登録規定に照らし合わせ特例(要審査)とする場合がある。

3. 新規チーム加盟によりチームの運営に影響をきたすチームは特例として【新規チームの主体校】及び【近隣校】から現在在籍している選手の最小学年児童の年まで入部する事が可能になる場合がある。 但し、基本的には新規チームへの入部を勧め、ポスター貼りやチラシの配布、強引な勧誘は禁ずる。

4. 新規チームの主体校に通学する児童で、すでに他チームで選手登録している児童は、新規チームへ移籍することができる。又これまでの在籍チームに留まることもできる。

※注意

様々な理由で選手の移籍が生じた場合は選手個々の事情により判断が異なるので必ず南部連盟に相談し勝手な判断で事態を進行させないこと。

特例になる場合は必ず神奈川県ミニバスケットボール連盟の審査を受け判断する。

【学区登録一覧表の取り扱いについて】

- 1) 学区編成委員会の答申を得て理事会にて度見直す事が出来る
見直しの必要性としては下記の通り。
 - ・既存チームが廃部された場合。及び新チームが出来た場合
 - ・連盟及びチームの運営に支障が出ると思われた場合（特異な事案）
- 2) 見直しなどの協議は学区編成委員会にて着手し、草案を作成後、理事会にて出席理事の3分の2の同意を持って可決することが出来る。

【学区編成委員構成について】

- ・学区編成委員会【統括】及び【委員長】（南部ミニ連代表）をおく
- ・各区より学区編成委員2名を選出する。
学区編成委員の選出は自薦、他薦は問わないが、任期を1年とし再任は妨げない。

【補足】

（1）申請の流れ

- ① 学区一覧表の登録に協議が必要な学区（△）から入部希望があった場合、原則学区一覧表の○のチームを紹介する（該当区の学区編成委員に連絡）。但し特別な理由がある場合はその理由を明記し申請をすることができる。
 - ② 申請チームが「南部連盟選手登録協議申請書」（以下申請書という）をホームページよりダウンロードする。
 - ③ 申請チームは協議対象チーム（学区一覧表の○・△のチーム）に入部理由を説明し同意を得る。
 - ④ 協議対象チームすべての同意を得られたら、「申請書」を学区編成委員長に提出する。（まずはメールにて提出し、最終的に原本は学区編成委員長に提出する）
 - ⑤ 協議対象チームは同意をできない場合はその理由を「申請書」に明記し、申請チームに戻す。
 - ⑥ 申請チームは協議対象チームの同意を得られず、その理由について不服がある場合は、学区編成委員会を通し理事会に協議を求めることができる。
-
-

(2) 学区編成委員会の役割：新規追加事項

- ① 入部希望者へ入部可能なチームを、学区一覧表を元に紹介をする。
 - ※入部希望者より南部連盟所属チームへ問い合わせがあった場合
 - (ア) 学区一覧表の○の小学校の場合、学区編成委員は関与しない。
 - (イ) 学区一覧表の○以外の小学校の場合は該当区の学区編成委員に連絡する。
 - 学区編成委員は連絡を受けたら、速やかに入部希望者に連絡をし、入部可能チームを紹介する。
- ② 南部連盟選手登録協議申請書の受入れ業務。
- ③ 学区一覧表の見直し業務。

(3) 理事会の役割：新規追加事項

- ① 申請チームから学区編成委員会を通し、理事会に協議を求められた場合は、速やかに理事会を招集し協議をする。
- ② 最終的な判断は理事会で協議し3分の2以上の承認を持って決定とする。
- ③ 理事会決議は速やかに関係チームに伝達する。

【参考文献】日本ミニバスケットボール連盟 加盟規定（抜粋）

第2条（定義）

2. 1チームとは

各都道府県ミニバスケットボール連盟に所属

競技者は12歳以下の小学生児童

男女別々

単独で構成されたチーム

※「単独で構成されたチーム」とは

- (1) 単一学区児童で構成されたチームを原則とする。
- (2) 単一学区児童のみでは活動できない場合のみ近隣の同一条件校との合体（連合）を認める。

第6条（二重登録の禁止）

チーム加盟の競技者は、1人1人とし、二重登録を認めない。

